

児童福祉施設等における業務継続計画

施設名：東御市立滋野保育園

代表者名：東御市長 花岡 利夫

管理者名：園長 小林 美香

住所：東御市滋野乙 2023 番地 1

電話番号：0268-63-6468

目次

I 総則

1. 想定するリスク
2. 策定の目的
3. 本計画の位置づけ
4. 本計画の目標
5. 本BCPの主管部門（主任担当者等）

II 事前対策

1. 自然災害共通事項
 - （1）地域との連携の推進
 - （2）施設のリスク
 - （3）非常時優先業務一覧
 - （4）防災組織の体制構築
 - （5）職員の安否確認
 - （6）人員確保
 - （7）保護者との連携
 - （8）関係各所との連携・情報収集
 - （9）施設設備の点検
 - （10）災害別初動対応確認
 - （11）避難誘導について
 - （12）保護者への連絡
 - （13）ライフラインの確認
 - （14）備蓄
2. 感染症に係る事前の対策
 - （1）優先的に実施する業務
 - （2）備品の確保
 - （3）感染者発生時等のためのゾーニングの検討
 - （4）職員の体調管理
 - （5）施設利用者の体調管理、入退館管理

III BCP発動時の対策

1. 感染症にBCP発動時の対策
 - （1）事前の対策
 - （2）感染が疑われる症状がある者の発生時の対応
 - （3）感染の可能性が高い者の発生時の対応
 - （4）感染者発生時の対応
 - （5）感染の可能性が高い者、感染者等発生ステージ別の対応のまとめ

- (6) 通常業務 の 再開
- (7) 不足する 職員の 支援対策の実施
- (8) 人的応援と受け入れ

2. 自然災害（地震）

- (1) 災害発生
- (2) 発災直後
- (3) 発災～半日程度の間を実施すること
- (4) 発災当日に実施すること
- (5) 発災後 2～3 日に実施すること
- (6) 発災後 2～3 日以降に実施すること

3. 自然災害（風水害）

- (1) 事前の対策
- (2) 注意報発令
- (3) 警報発令
- (4) 警戒情報発令
- (5) 特別警報発令
- (6) 避難後
- (7) 業務再開

IV BCPの検証

I 総則

1 想定するリスク

地域防災計画で想定されている大規模地震と伴うと想定される火災、及び土砂災害洪水ハザードマップにも記載されている浸水等の災害、その他日常の園業務継続を阻害しうる災害を想定した。

2 策定の目的

この事業継続計画（以下「BCP」という。）は、災害や感染症が発生した際に、園児と職員の安全を確保し、継続的に保育サービスを実施するため、かつ早期復旧を目指しつつ地域の一員として災害時の福祉拠点として積極的に役割をはたすことを目的とする。

3 本計画の位置づけ

地方公共団体の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては各種の災害対応マニュアルがあるが、この業務継続計画は、これらの計画等を補完し、保育施設等の地方公共団体自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。

4 本計画の目標

- ① 利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保
- ③ ライフライン復旧まで既存設備と備蓄品を最大限に活用する。
- ④ 施設の被災状況を把握し、衛生環境の低下を防ぐ

5 本BCPの主管部門（主任担当者等）

策定：東御市役所教育部保育課保育係

実施：滋野保育園

検証：東御市役所教育部保育課保育係、滋野保育園

見直し：東御市役所教育部保育課保育係、滋野保育園

II 事前対策

1 自然災害共通事項

（1）地域との連携の推進

避難訓練

- ① 避難訓練実施計画を作成し、計画に沿って避難訓練を行う。
- ② 年に一回消防署と連携し、通報訓練、避難訓練、消火訓練を行う。

(3) 非常時優先業務一覧

災害応急対策業務

分掌業務	具体的な内容	業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 カ 月
①園児の保護、避難誘導及び 安否確認に関すること	園児の保護、避難誘導安否確認	●					
②応急処置に関すること	園児の安否の確認及び応急保育時の確認		●				
	避難施設への保育士の派遣			●			
③炊き出し等による食品の給与に 関すること	避難所の食糧調達及び炊き出し準備の手伝い		●				
	備蓄品の受給		●				

一般重要継続業務

分掌業務	具体的な内容	業務開始目標時間（以内）					
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 カ 月
①公立保育園に関すること	運営に関する連絡調整		●				
	運営に関すること				●		
②私立幼児教育・保育施設に関する こと	運営に関する連絡調整		●				
	運営に関すること				●		

休止業務

- ①保育料に関すること
- ②保護者会等に関すること
- ③海野保育園等委託及び施設型給付に関すること
- ④病児保育及び特別保育事業に関すること
- ⑤給食献立・栄養指導・相談業務及び食育に関すること

(4) 防災組織の体制構築

組織	役割	担当者	代行 (担当者不在時の代行)
連絡調整係	各施設や関係各所との連絡調整	園長	主任
情報収集係	感染症発生・被災状況等に関する情報収集を担当する	園長	主任
施設・設備係	施設・設備の状況確認 施設の被災状況の把握 備蓄品の確認・補充・分配	主任	副主任
職員管理係	職員の安否確認・健康状態の確認 職員の参集状況の把握	園長 主任	主任 副主任
消火係	初期消火の実施	保育士 調理員	担当者/保育士
避難誘導係	利用する子どもや職員等の避難誘導	担任	
救護担当	利用する子どもの健康状態把握・投薬 感染予防 負傷者の処置	年中担任	副主任

(5) 職員の安否確認

職員安否確認方法

- ・メール配信@とうみ（東御市緊急情報等メール配信サービス）にて安否確認
- ・園児・職員の安否確認はクラス担任が行い、園長先生に報告
確認報告する事項は、報告者名、園児と人数の安否、周囲の被害状況、自分自身の家庭の安否確認とする。

(6) 人員確保

- ・人員確保の手段：参集可否の把握
メール配信@とうみ（東御市緊急情報等メール配信サービス）ならびに電話、SNSの活用
- ・参集ルール

職員は、平時においては園児と職員の安全確保行動を優先し実践しなければならない。

また休日等において災害発生後の被害が予測される場合、参集命令を待つことなく、自己判断により、バイクや自転車、もしくは徒歩で勤務場所に参集する。（東御市業務継続計画より）

→自身と家族が無事で自宅に被害がない場合は、施設から連絡が無くても施設に参集する。ただし公共交通機関が停止するなど出勤が困難な場合は自宅待機。

→施設の被害が想定される場合は、原則として利用する子ども・職員ともに事前に避難するため、参集しない。ただし、避難誘導に人員が必要な場合、警報発令以前に職員を参集し、出来るだけ早く安全な場所へ避難誘導する。

・時間別参集人員

「第3章第3節 人的被害及び建物被害の想定」を基に、震度6弱の地震発生による第四次（緊急）時の参集命令発出後、休日自宅からの参集人員を算定するため春季の日曜日午前中として下記の人数を想定した。また、地震発生から家を出るまでの準備時間として30分、参集方法は自家用車の使用はせず一番時間がかかると思われる徒歩とし、歩く速さは4km/時間、それぞれの勤務場所まで4時間以内に参集できる人員とする。周辺状況や家族の被災状況に応じて参集不能となる事態においては下記の人数例を満たさない場合がある。

滋野保育園：32人

（令和6年4月1日現在）

(7) 保護者との連携

- ・非常時の伝達方法
 - きずなメールならびに電話
- ・保護者へ引き渡すか、保育施設で預かるか別の場所に避難するか等の判断基準について、事前の周知
- ・保護者への引き渡し方法の確認と事前周知
- ・避難経路の確認と周知

(8) 関係各所との連携・情報収集

連絡先一覧

行政	東御市役所 教育部保育課 保育係	0268-64-5903
	消防署	0268-62-0119
避難所	滋野保育園（第1避難所）	0268-63-6468
	滋野小学校（第2避難所）	0268-62-0404
医療機関	嘱託医：ほしやま内科	0268-64-3115
食材関係業者	別府安楽屋	0268-62-4516
	合資会社フレッシュふじや	0268-62-0003
	株式会社白石精肉店	0268-62-0023
	肉のひらやま	0268-62-0153
設備関係業者	株式会社宮下組 東御支店	0268-64-4400
	株式会社荒井設備	0268-62-1615
	長野県防災システム株式会社	0268-64-9581
地域自治会		
ライフライン	サイサン（ガス）	0268-62-0425
	東御市上水道課	0268-64-5884
	東御市下水道課	0268-64-5874
	中部電力 上田営業所	0120-984-536
	塩沢産業（灯油）	0268-63-6155

情報収集先一覧

	連絡先	URL 他連絡先
気象	気象庁 防災情報	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
防災情報	内閣府 防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/
	長野県 防災情報のページ	https://nagano-pref-bousai.my.salesforce-sites.com/
	東御市 防災情報のページ	メール配信@とうみ
	東御市 防災ラジオ	自動配信
自治体	東御市 ホームページ	https://www.city.tomi.nagano.jp/
	長野県 ホームページ	https://www.pref.nagano.lg.jp/
	上田保健福祉事務所	0268-23-1260
ライフライン	東御市上下水道課	https://www.city.tomi.nagano.jp/category/soshikiitiran/101437.html
	中部電力	https://www.chuden.co.jp/

(9) 施設設備の点検・日常の心構え

消防設備：年2回業者による定期点検（8月・2月）実施

消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする

防火設備：年1回業者による定期点検（7月）実施

施設設備：毎月初日に施設設備の総合点検を行い、安全確認をし、記録に残す

出火元となりやすい電化製品、ガス器具、コンセント、配線等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検する

大型遊具：保育士による毎月初日の総合点検、安全点検をし記録を残す

業者による定期点検を年1回実施

避難訓練：月1回 各園で訓練を実施

避難経路：避難経路に障害物避難経路に障害物等がないことを常に確認する

避難行動：保育士は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性を把握する。

火元管理者を明示し、責任を持って日常の点検と整備をする。

火災発生時における各職員の役割分担を常に確認しておく。”

火元管理者の業務：

- ① 建築物等の点検（全職員）：建築物等の内外は、常に整理整頓しておくこと。
- ② 火気使用設備等の点検係（調理員）：調理室等の火気使用設備、器具等の安全確認をすること。
- ③ 電気設備等点検係（全職員）：電気配線、電灯、電熱器具等の安全確認をすること。
- ④ 消防用設備等点検係（防火管理者）：使用期限、点検期限等の確認を行うこと。

(10) 災害別初動対応（発生から初動まで）

①火災時の園児、職員の安全確保

	園内で火災があったとき
園内での保育中	<ul style="list-style-type: none"> ・火災を発見した職員（第一発見者）は、大きな声で周りの職員に知らせる。 ・通報連絡係は2名（園長、保育士）とし、消防署に通報するとともに、保育係へ連絡する ・園児に声掛けをしながら煙を吸わないように口と鼻をハンカチや袖等でふさぎ、出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向へ避難する。 ・残留園児点検係は、園舎内に園児が残っていないか確認する ・園長は非常持ち出し物等を必ず持って避難する※
園外での保育中 (園庭)	<ul style="list-style-type: none"> ・煙を吸わないように口と鼻をハンカチや袖等でふさぐ。 ・避難を開始する。
プール指導中	<ul style="list-style-type: none"> ・プール指導を中止し、保育室内にいる職員はなるべく衣服を持ち出す。 ・持ち出せない場合は備品庫にある毛布などで体を保温する。
排泄指導中	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てず排泄を済ませ、避難行動に移る
食事指導中	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を中断し、避難を開始する。
給食調理員調理中	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動係（調理員）は、消火器具等进行操作し可能な限り初期消火を行う
避難後	<ul style="list-style-type: none"> ・残留園児点検係は、園舎内に園児が残っていないか確認する ・第二避難場所まで避難した後、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする ・火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、今後の対応について、園長が課長と協議し、保護者に連絡する

②地震時の園児、職員の安全確保

	大きな揺れが起きたとき	揺れが収まったあと
園内での 保育中	<ul style="list-style-type: none"> ・園児に安心できる声掛けをする ・姿勢を低くし、落下物から身を守るよう具体的な指示を出す ・園児がベッドや高い場所から転落しないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内にけが人がいないか確認し、余震に備え窓に近い児童は窓から離す ・火の元を閉じ、戸やサッシを開けて避難口を確保する

園外での 保育中 (園庭)	<ul style="list-style-type: none"> • できる限り園児を中央に集め、しゃがんで頭を守る 	<ul style="list-style-type: none"> • 地面の亀裂、陥没、隆起、頭上の落下物に注意する • 職員の役割分担をリーダーが明確にする • 余震が来る可能性があるため遊具等に近い児童は離す
園外での 保育中 (お散歩)	<ul style="list-style-type: none"> • 揺れを感じたらただちに園児を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待つ 	<ul style="list-style-type: none"> • 速やかに人員の確認をする • 切れた電線には絶対触らないようにする • ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下及び転倒物に注意する • 携帯電話等で保育園に連絡を入れ、必要な場合は保育園に応援を要請し、近隣の安全な場所で待機する • 全員が無事で自力で戻れるようなら、安全を確認しつつ、慎重に園または第二避難所に避難する
午睡中	<ul style="list-style-type: none"> • 落下物から守るため、毛布・布団等を利用する 	
プール 指導中	<ul style="list-style-type: none"> • 素早く水からあげ、中央の安全な場所に集合させる • 児童が立ち上がって転倒しないように、プールから出てしゃがませる • プール内に園児がいないことを確認する 	<ul style="list-style-type: none"> • タオルや衣類を確保する • 園児の体をタオルや衣類で包む • 指示があるまで園庭で待機する
排泄 指導中	<ul style="list-style-type: none"> • 便座から転落しないように支えながらわきにしゃがむ。 • 個室のドアを開ける 	<ul style="list-style-type: none"> • けが人がいないか確認し、トイレから出る
食事 指導中	<ul style="list-style-type: none"> • 食事を中断し、園児が誤嚥しないよう声かけしつつ、安全な場所へ避難する • 食べ物や食器が落下しても拾わない 	<ul style="list-style-type: none"> • 食器などはテーブル中央にまとめ、落下した食器を片付ける
全体を通して	<ul style="list-style-type: none"> • 職員は、積木・窓ガラス・その他倒れやすいものなどから園児を遠ざける • 園児及び職員は、机などの下に身を隠し、揺れが治まるまで様子を見る • 施設内で火災が発生した場合は可能な限り初期消火を行う 	<ul style="list-style-type: none"> • 大地震が起きてもすぐに保育園を離れるのではなく、周囲の状況を確認し、避難ができるかどうかを判断する • 第一避難場所（園庭）へ避難し、全園児の安全と人数の確認を行い、施設内には安全が確認できるまでは立ち入らない • 乳児など介助を必要とする園児は、職員が背負ったり抱いたり避難車に乗せたりして安全な場所に避難させる • 大地震が起きてもすぐに保育園を離れるのではなく、周囲の状況を確認し、避難ができるかどうかを判断する • 保育園や周囲で火災発生、又はその恐れがある場合、または、園舎の被災が大きく危険であると判断した場合は、第2避難場所へ避難する • 保護者が迎えに来るまでは、園児の安全を考え、安心できる状況を作って待つこととする

③洪水・土砂災害発生時の園児・職員の安全確保

	警報が出たとき	土砂災害が発生したとき
園内での保育中	情報収集を開始する	<ul style="list-style-type: none"> ・雨の状況と園舎の周囲を確認し、危険を感じたら、園長が判断し、自主避難する ・緊急の場合は危険箇所から離れて、園舎内で子ども達の安全を確保する ・園長が園舎内外の状況から、自主避難を決断した場合、課長への報告の後指定避難施設へ連絡して避難を開始する。

④台風時の園児・職員の安全確保

	警報が出たとき	台風が発生したとき
保 育 中	風で飛ばされるような植木や玩具・その他飛ばされやすいものを点検し、撤去、または縛り付ける等の対応をする	<ul style="list-style-type: none"> ・強風や大雨の際は、保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する。 ・停電の可能性も視野に入れ、懐中電灯の確認と点検をする ・雨漏等を発見したら速やかに事務所へ報告する ・園内にもどり避難行動に移る。 ・浸水被害を防ぐ。
午 睡 中	窓からできるだけ離れた場所で寝よう配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓からできるだけ離れた場所で寝よう配慮する。
全 体	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤前の職員はラジオ・テレビ等で情報を把握して早めの出勤を心がけるよう配慮する。 ・交通機関を利用する職員で、災害等で交通機関が不通になった場合は、安全な状況になってから出勤すること。 ・園児の受け入れは、基本的に園の施設に異常がなければ、通常の保育を行うが、早めのお迎えに協力してもらえよう保護者に声をかける。 	<p><台風等により施設に被害が出た時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風により施設に被害が出た場合、園児の安全を最優先に被害のない箇所にて保育を行い、できるだけ早く保護者にお迎えの連絡をして引き渡す。 ・翌日以降の保育園の業務について、園長は課長と協議し、速やかに決断して保護者と職員に周知できるよう掲示及び連絡する。

⑤大雪時の園児・職員の安全確保

	大雪警報が出たとき
保育開始前	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪状況を確認し、保育が可能かどうか判断をする ・休園の場合は、保護者に速やかに連絡をする ・食材調達が難しい場合は、弁当持参とする ・保育係に連絡し、除雪車を依頼するなど、通常保育ができる状態にする
園内での保育中	<ul style="list-style-type: none"> ・大雪の恐れがある場合は、保護者に早めのお迎えをお願いする。 ・スムーズな送迎ができるよう駐車場などの除雪をする。

<非常持ち出し物

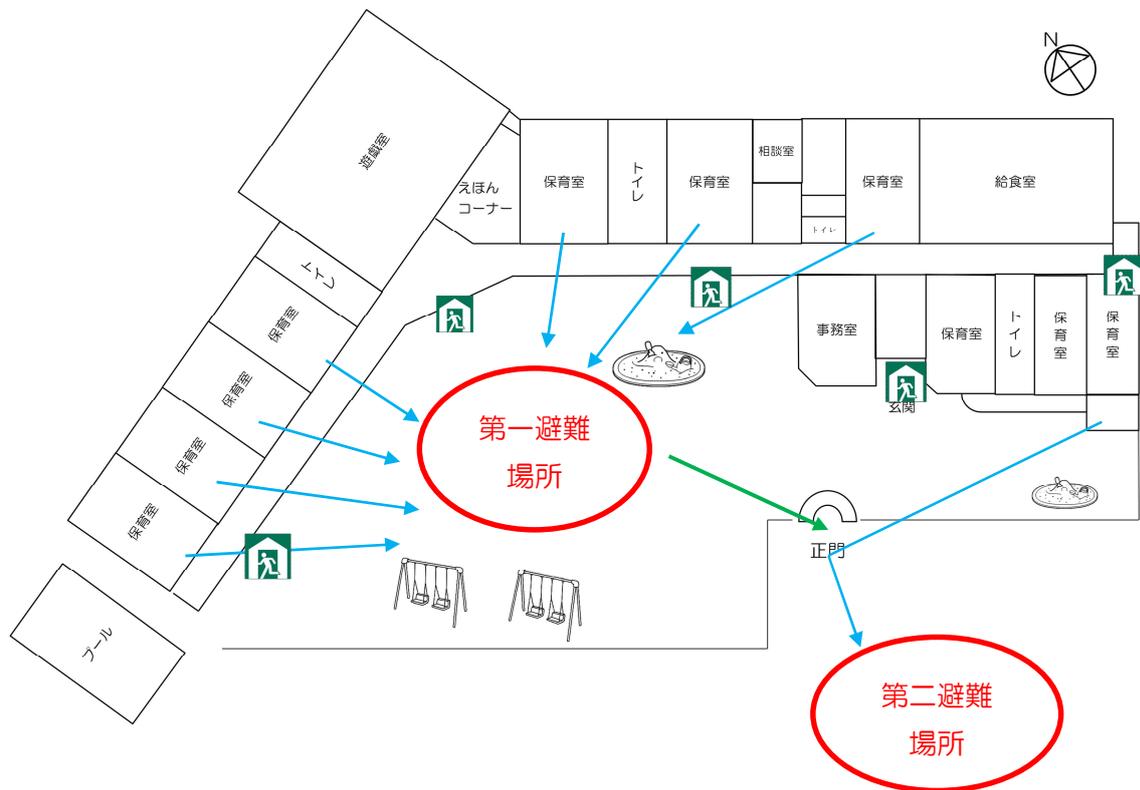
児童台帳、保護者緊急連絡簿、救急セット、メガホン、

※避難の際は火災防止のためにブレーカーを落とす。

(11) 避難誘導

- ①自分自身で避難できない子どもの避難のためには、大型ベビーカー等を用意し、避難時に支障がある箇所がないかを確認しておく。
- ②外国につながるのある子どもや口頭の呼びかけでは避難の必要性が伝わらないような状況が想定される場合には、文字やイラスト等の方法を併用して、避難誘導する。
- ③パニックによる二次被害を防止するため、日ごろの行動を観察し災害時に適した誘導ができるように備える。

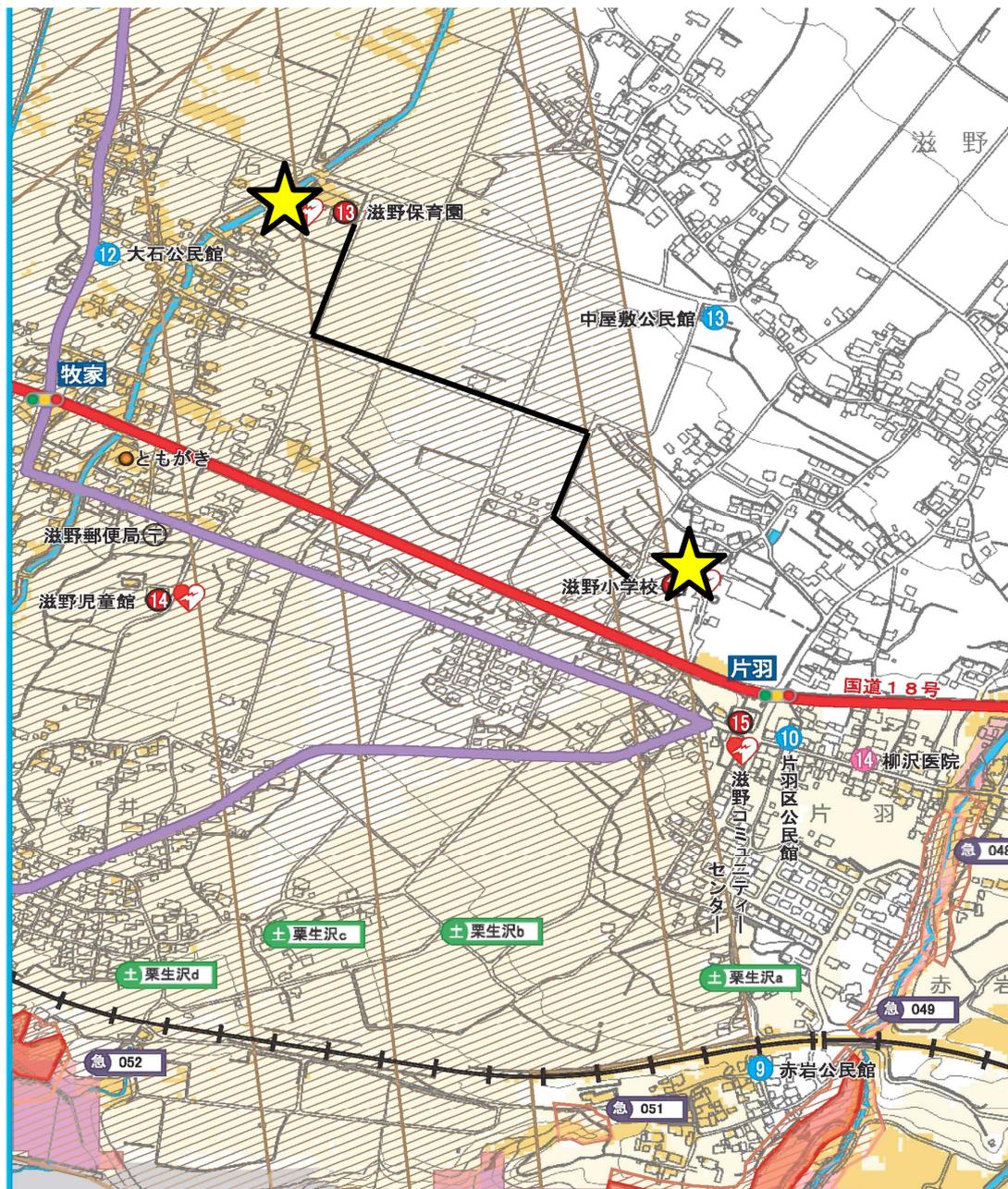
<避難経路図>



<最終避難場所：滋野小学校への避難方法>

クラス年齢	避難方法	備考
0歳児クラス	おんぶ紐・カート	
1歳児クラス	カート	
2歳児クラス	徒歩	
2歳児クラス	徒歩	
4歳児クラス	徒歩	
5歳児クラス	徒歩	

<最終避難所への避難経路>



(12) 保護者への連絡

安全ゾーンまたは避難所への移動後、保護者への連絡・可能な人から保護者への引き渡しを順次開始
※引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は、保護者と利用する子どもと一緒に施設内で待機させ、安全確保を図る。
連絡方法について保護者に周知しておく。

連絡方法①きずなメール

連絡方法②電話

(13) ライフライン対応策の検討

(園外への避難が困難な場合、保護者引き渡し後限られたライフラインで園児受け入れを再開する場合)前提とする「糸魚川ー静岡線(全体)」を震源とする地震が発生した場合の市内における人的被害、建物被害、ライフラインの被害想定は、平成27年3月「長野県地震被害想定調査報告書」から次のとおりとする。

- ①電力は、半数程度の復旧に3日間程度を要する。
- ②電話は、1週間程度繋がりにくくなる。
- ③上水道の半数程度の復旧に1週間程度を要し、下水道は当面の間復旧の見通しがたたない。

停電：照明は懐中電灯等で対応、カイロ(冬季)冷却用グッズ(夏季)
乾電池を備蓄用として確保する

断水(上水道)：備蓄品の水を利用 給水車による配給を待つ

断水(下水道)：上下水道課に連絡し、許可があるまで排水しない。

乳児はオムツを利用 幼児はおまるまたは便座にビニール袋をかぶせて密封する。

職員は簡易トイレを使用。

ガス：使用しない 電気設備で代替できるものを利用 電気ポット、炊飯器、毛布等

排泄物管理場所：おむつ置き場

滋野保育園の設備

ライフライン	使用されている機材等
電気(中部電力)	照明、エアコン空調、床暖房 ホットカーペット
ガス(サイサン)	給食調理、給湯
上下水道(東御市上下水道課)	

(14) 備蓄

①食料品

現在：クッキーと水(園児分と職員分)

※クッキーはアレルギー対応あり

②医療品

救急手当に使用する備品(ガーゼ、絆創膏、包帯、三角巾、体温計等)、アルコール除菌やマスクなども備蓄。

2 感染症に係る事前の対策

地震などの災害時における園内または避難所での感染症対策

(1) 優先的に実施する業務

- ・施設内での感染拡大を防止する。
- ・業務の特性上、職員は感染リスクが高いことに留意して感染防止に努める。

(2) 備品の確保

消毒液、防護服、手袋、マスクやフェイスシールド等を備蓄しておく。

備品リストをこまめに確認し、どの時点で発注するかを決めておく。

または国内の流行時には手に入りづらい物品は早めの対応が必要になるため、業者への情報聞き取りを常に行う。

(3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討

原則として、保護者の迎えがあるまで、病院搬送まで静養できるスペースを確保する。

1 部屋を隔離スペースとして確保する。独立した部屋を確保できない場合には、カーテン、パーティションなどで仕切る。複数名が使用することもあるため、内部も仕切れるようにしておく。

(4) 職員の体調管理

職員自身が感染症に罹患したり、職員と同居する家族が感染症に罹患したりすることで、職員から施設へ感染拡大が懸念される。そのため職員の体調把握が重要である。体調チェックシート等を使用して、職員及び職員家族や身近な知人に、感染疑いの症状がないか確認する。

(5) 施設利用者の体調管理、入退館管理

国内で感染症が発生している状況では、施設内での感染症発生時に備えて、施設の利用者で感染の可能性が高い者を事後的にも抽出できるようにするため、利用する子どもの入退館管理、出入り業者等の入退館管理が必要。また、入館時に、利用する子どもおよび来館者の体調を確認し、感染が疑われるような場合は、利用を遠慮していただく。体調チェックシートを準備して回答していただく。

ⅢBCP発動時の対策

1.感染症にBCP発動時の対策

(1) 事前の対策

国内外の感染症の発生状況に応じて、事前の備えや感染予防対策を講じます

発生段階		施設の対策
段階	状況	
海外発生期	海外で感染症発生	情報収集を行いつつ、地域で発生することも視野にBCPの見直しや備品の補充など備え行動を開始する
国内感染期	国内の感染者が確認されたが各都道府県では発生していない状況	
国内感染期	各都道府県で感染者が発生している状況	感染症予防行為を実施し、マスクや手洗い、アルコール消毒の実施と共に、来館者の管理を行い、疫学調査に対応できるようにします。
地域感染期	一部で感染者の接触歴が疫学調査で追えず、市中感染が想定される状況/地域で感染者発生し、増加している状況	外部からの立ち入り区画を制限したり、行事などを延期したりして、感染症防止の措置をとる

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時の対応

施設の職員や利用する子どもが、感染が疑われる症状がある者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関への連絡相談を行います。当該職員や子どもと接触した者を確認し 体調の変化に注意します。感染が疑われる症状がある者が多い場合や吐しゃ物があるなど感染リスクが高いと思われる場合は、消毒・清掃を行ってください。感染が疑われる症状がある者が増えた場合、通常業務が継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。

(ア) 利用する子どもへの対応

感染症が疑われる症状がある場合には、原則として利用休止とする。利用中に体調不良となった場合には、別室で対応し原則として保護者のお迎えをお願いするようにします。また身近な医療機関への連絡相談を行い、必要な場合は医療機関への受診等を行う。

(イ) 施設等の対応

子どもが施設を使用していた場合、利用場所を特定し、感染リスクが高いと思われる場合は、当該子どもが使用したスペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行う。また、感染の可能性高い者となった子どもまたは職員等と接触した職員・利用する子どもを特定し、体調の変化に注意する。

(3) 感染の可能性が高い者の発生時の対応

施設の職員や利用する子どもが感染の可能性が高い者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関へ連絡相談を行います。感染の可能性が高い者が増えた場合、通常の業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。特に職員に感染の可能性が高い者が増えた場合、人手不足となることを念頭に検討します。

(ア) 利用する子どもへの対応

利用する子どもや職員が感染の可能性が高い者となった場合、原則として当該利用する子どもや当該職員は利用休止（職員は自宅待機）とします。利用休止、自宅待機の期間については、保健所や自治体の方針に従って対応します。なお、検査によって陰性であることが確認された場合には、上記の限りではありませんが、保健所・自治体の方針に従って対応します。

(イ) 施設等の対応

子どもが施設を使用していた場合、当該子どもが使用したスペースの換気を十分にします。

(4) 感染者発生時の対応

施設の職員や利用する子どもに感染者が発生した場合は、初動対応として、管理への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関や保健所へ連絡相談を行います。感染者となった職員や子どもと接触した者を特定し、当該感染者の行動を把握するための調査に協力するとともに体調の変化に注意します。また、当該職員や子どもが利用したスペースを特定し、スペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行ってください。消毒が終了するまでそのスペースは立ち入り禁止とします。施設内での感染者が増えた場合や地域での感染が拡大している場合、地域の状況も含めて通常業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。

(ア) 利用する子どもへの対応

感染者に関しては原則として利用休止とします。施設を利用中に感染が判明した場合は、身近な医療機関や保健所への連絡相談を行い、必要な場合は医療機関への受診等を行ってください。

(イ) 施設等の対応

感染が判明した際に施設を利用していた場合は、使用したスペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行ってください（終了までは立ち入り禁止とする）。また、該当の子どもと接触した職員・利用する子どもの特定については、保健所と連携して対応してください。施設内での感染の状況に応じて、業務をそのまま継続するか、一部縮小して実施するかを検討していただき、一部縮小しても実施の継続が難しい場合は一時休止についても検討してください。業務の一時休止については自治体の管轄部署とも相談の上判断してください。なお、利用する子どもに感染が拡大した場合や地域において子どもに感染が拡大した場合であっても、休所・休業する場合に利用する子どもやその家庭等に与える影響が大きいなどの理由で、できるだけ開所が求められる場合があります。地域の保健所や自治体の方針に従うことが前提ですが、感染状況等に応じ、感染者の多いクラスのみを閉鎖するなどして、感染症の拡大を防ぐ一方で、できるだけ開所する方法を求められる場合も想定します。

<通所施設の業務継続について>

感染者の多いクラスを閉鎖した場合、その部屋を消毒後は使用できるため、活用することが考えられる。閉鎖したクラスのスペースを感染の可能性が高い子どもと一般の子どもを分けて支援する場合のスペースに充て、できるだけ施設全体の閉所を避ける工夫をする。

(5) 感染の可能性が高い者、感染者等発生ステージ別の対応のまとめ

感染の可能性が高い者、感染者等発生のステージにより、入所施設、通所施設によって対応は異なりますが、参考として施設が対応すべき事項を以下の表で比較してまとめます

実施すること		感染が疑われる症状がある者	感染の可能性が高い者	感染者
初期対応	連絡 連絡する 関係先	施設内の情報共有 管理者への報告 身近な医療機関への連絡相談		施設内の情報共有 管理者へ報告 医療機関への連絡・相談 保健所
該当する職員		自宅待機		休養・療養
利用する子ども	利用外に 発覚 通所	原則として利用休止		
	利用時に 発覚 通所	別室で一時待機⇒帰宅		
施設の対応	消毒 清掃等	感染リスクが高い場合など必要に応じて該当者が利用した場所などの消毒を実施	該当者が使用する場所はこまめに換気を実施する	該当者が利用した場所等の消毒・清掃を実施
	体調確認	接触した可能性のある者の体調確認・記録をする	該当者の体調の変化に気を付ける	接触した可能性のある者の体調確認・記録をする
	調査協力			感染者の行動歴の把握をするための調査への協力をする
	業務継続検討	地域の状況も含めて通常業務継続できるか検討し、通常業務の継続が困難になる前にBCPを発動		

(6) 通常業務の再開

施設の職員や利用する子どもの感染者 や 感染の可能性が高い者等が減少した場合、少しずつ通常業務へ戻します。地域の状況も含めて通常業務が一定期間継続できるか検討し、可能な場合にはBCP に基づいた 業務継続のための対策を終了します。

2.自然災害（地震）

(1) 災害発生

- ・初動対応【(10) 災害別初動対応確認（発生から初動まで）②地震時の園児、職員の安全確保 参照】
- ・事業を通常とおり継続できるという判断ができる場合は、通常業務を継続する。
※保育所の場合、臨時休園等の最終的な判断は保育の実施主体である市区町村が行う。
必要な場合は後片付けをして業務を継続する。

(2) 発災直後

- ・安否確認・声掛け：子どもの不安の解消に努める
- ・負傷者の救護・応急措置：必要な場合は、医療機関へ連絡し搬送する
- ・初期消火

(3) 発災～半日程度の間実施すること

- ・通信手段の確保
- ・行政や関連各所への連絡
- ・職員の安否確認と職員の招集・参集（職員の状況によって参集時間は異なる）
- ・防災組織の再整備：参集職員の状況により再整備を図る
- ・利用する子どもの安否確認の集約
- ・施設建物・設備の安全確認：施設内の危険箇所を特定しその箇所には立ち入らないようにする。被害がない箇所で必要な場所へアクセスする経路も含めて安全を確保できる場所を、安全ゾーンとして施設内の避難待機場所とする。
- ・業務を通常とおり継続できるかの判断※保育所の場合、臨時休園等の最終的な判断は保育の実施主体である市区町村が行う。
- ・避難の必要性の検討（避難時は通電火災防止のためブレーカーを切る）

- ・利用する子どもの安否確認
- ・安全ゾーンまたは避難所への移動
- ・保護者への連絡・可能な人から保護者への引き渡しを順次開始

※引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は、保護者と利用する子どもと一緒に施設内で待機させ、安全確保を図る。

(4) 発災当日に実施すること

- ・ 安否確認の継続：職員・子ども・保護者の安否確認を引き続き実施する
- ・ 優先する業務の実施：トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配
- ・ ライフラインの対策：自家発電・ガスの手配、飲料水の手配
- ・ 利用する子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保
- ・ 施設・設備被害状況の把握：施設建物での業務継続か避難を判断する
- ・ 情報収集を行うと共に施設の状況について情報発信を行う

- ・ 可能な人から保護者への引き渡しを継続的に行う

※引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は、保護者と利用する子どもと一緒に施設内で待機させ、安全確保を図る。

3.自然災害（風水害）

(1) 事前の対策

事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討します。

災害発生の可能性がある場合は、気象情報などから避難の必要性を検討します。

夜間の避難はリスクが高く困難であること、事前に気象情報などから状況が悪化するタイミングがある程度推測できることから、安全に避難が出来るタイミングをあらかじめ検討しておきます。安全に避難ができ、職員の人数が確保できる日中に避難を開始することが望ましいと言えます。また 風 水害については、時間の経過とともに 風雨が強くなり 避難のリスクが高まることから、浸水の危険性や土砂災害の危険のある地域に関しては、早目に避難することが重要です。風水害時に、扉の下部の隙間から浸水してくることがあります。建物に水が入ってくるのを防ぐため、「土のう」「水のう」「止水板」が有効です。止水板のかわりに板を使う、土のうの代わりに、ごみ袋に水を入れて口をふさいだ簡易水のうも利用できます。浸水が想定される地域や、建物の入り口が周辺道路よりも低い場所にあるような施設では、あらかじめ「土のう」や「水のう」等を備えておく と良いでしょう。

(2) 注意報発令

気象情報に注意し、施設周辺の状況からリスクを検討します。

施設が被災する可能性がある と判断した場合、業務継続のための対策を開始します。

(ア) 気象情報などから情報を入手し、事前に閉所等の検討をする

台風や大雨によって安全を優先し、事業を一時停止する場合、できるだけ早く利用する子どもや保護者等に情報を伝える。メールやSNS 等で一斉に情報を送信する、HP 上で公開するなど、複数の伝達手段を用意する。

(イ) 開所中に台風上陸や大雨警報等が発令されたとき

風雨が強くなった場合や大雨警報が発令された場合には、安全になるまで帰宅させず施設内に留まるようにします。子どもと職員の安全確保を第一に行動し、必要な場合は、施設内の安全ゾーンへの利用する子どもを誘導し、避難を行います。

(3) 警報発令

警報が発令され、施設が被災する可能性があるとして判断した場合、業務継続のための対策を開始します。

建物内に利用する子ども・職員がいる場合、災害が想定されている区域であれば、避難の判断を行い、必要に応じて避難行動を実施します。特に浸水や土砂災害のおそれのある地域は、子どもの避難であることを念頭に安全確保のため、早目の避難を心掛けてください。

- ・一時閉鎖を検討し、利用している子どもの安全を確保します。

(4) 警戒情報発令

自治体からの避難指示の発令に留意してください。ただし、夜間や施設の立地によっては、屋外へ出ることが危険な場合もあるため、周辺の状況を十分確認し、身の安全を図るようにしてください。外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動してください。

(5) 特別警報発令

何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であるため、身の安全を確保するようにしてください。外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動します。

(6) 避難後

① 避難先での対応

施設の被災状況を確認し、必要であれば復旧作業を行ったうえで、安全が確保された場合は、児童を施設へ誘導します。この場合も、施設までの経路に危険がないかを確認して、安全な経路で施設へ戻るようにします。引き続き避難が必要な場合、避難先での業務継続のための検討をします。

② 保護者への連絡

利用する子どもの状況や避難している場合は避難場所について、あらかじめ決めていた方法で保護者等へ情報を共有するようにします。

(7) 業務再開

台風や大雨が収まり、施設の安全が確保されたら、通常業務を再開します。避難していた場合は、施設の復旧作業・安全確保が確認された場合、施設で可能な業務から業務を再開します。通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了します。

利用する子どもの状況・避難先について保護者へ連絡します。

SNS や HP などを活用し、情報を周知するのも有効です。保護者への引き渡し（翌日から数日後を想定する）を順次進めます。また、保護者へ引き渡しができない可能性のある子どもの対応について、関係機関へ引き継ぎ・引き渡しを行うなど対応の検討し、対応を実施します。

避難をした場合は、避難先での業務継続のための検討をし、実施します。

IV.BCPの検証

策定：東御市役所教育部保育課保育係

実施：滋野保育園

検証：東御市役所教育部保育課保育係、滋野保育園

見直し：東御市役所教育部保育課保育係、滋野保育園

保護者が参加する行事などで、避難における判断基準の共有、連絡方法などの確認を行い、問題点などを協議し改善に努める。